

電信課長 15

大臣

次官

15

八四九(甲)

倫敦叢
本省著

大正七年六月廿六日午前九時

後藤外務大臣

珍田大使

本

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

第四九三號

熊崎總領事代理叢

六月廿四日新聞報

食糧委員、非常ノ權限ヲ與ヘ(往電第三二七号)
食料(不明)穀物徵發隊ヲ組織シ(往電第三五
一号及三三五号)頻ニ穀物ノ徵發ニ苦心シワ
ツアル勞農政府ハ右ノ結果思ハシカラハルニ

多岐のりんごん甲

焦慮シ今回更ニ農村貧民委員會ナルモノヲ組
織シ貧窮農民ヲ驅リテ富有農民ヨリ其ノ隱匿
スル穀物ノ還利ヲ引出サシムルノ案ヲ立テ六
月十一日全露勞兵農會中央委員會ノ議ニ附シ
其裁可ヲ受ケタリ茲令ニ依リハ農村貧民委員
會ハ農村ノ貧窮者ヨリ成リ穀物其他ノ日用品
ヲ分配シ地方食糧委員會ノ穀物徵發ニ際シ之
ニ援助ヲ與アルヲ目的トスルモノニシテ右貧
民委員會ニ於テ七月十六日迄地方食糧委員會
指定額ノ穀物ヲ全部調達スルモノハ其旨要穀

物規定類丈ケノ魚料供給ヲ受ケ七月十五日乃
至八月十五日ノ間ニ補達セルモノハ公定價格
ノ半額ヲ以テ右ノ供給ヲ受ケ八月十五日乃
八月三十一日ノ間ニ補達セルモノハ公定價格
ノ二割引ニテ右ノ供給ヲ受クルモノトテ得ベシ
ト因ニ政府党タル社會革命党者ハ正義ニ農民
党ナル為右法令ノ採決ニ與ラホリシト云フ

電信課長

生

大臣

次官

七六

八九
八七(瑞)

後藤外務大臣

珍田大使

倫敦發
本着着
大正七年七月一日
三日
二二二〇

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

在莫斯科總領事發外務大臣宛電報

第四九六号

往俄第四一六号ニ發シ二十三日
留農政

府外務委員ノ発表ニ依リハ曩ニ

セバストポールヨリノイロシヤニ引

揚ケタル黑海艦隊ノ帰還後独逸及其

同盟國ニ使用セラルコトナリ戰爭終

極限陸軍ノ多クヤ

了ト共ニ露西亞ニ還附セラル可キ保障
ヲ得タルヲ以テ独逸ノ要求通リ右艦隊
ヲセバストポールニ帰還セシメタリト又独
逸ハ露國カ右條件ノ容レタル後漸ク
其ノイロシヤニ攻撃ヲ中止シタリト
因ニ四日米國領事トノ面會ノ際、チチ
エリシハ前記黑海艦隊引渡ニ言及シ
右ハ独逸ヲ若シ之ニ應セカレハ莫斯科
ヲ占領ス可シト脅迫サレタルヲ以テ已ム
ヲ得ス之ヲ承諾シタルニテ留農政府ノ

心事ハ 同艦隊ノ一部ヲ引渡前破壊
シタル水兵ノ行為ニ依リ察セラレタリ尚此趣
旨ヲ本國政府ニ報告アリ度ニト語レリトノ事
ナリ右ニ関シ米國領事ハ本官ニおし、
エリシ、申出ハ之ヲ本國政府ニ報告ス
ル積ナルモ 勞農政府カ独逸ノ命スル所
ハ終ラ之ヲ 駐カサルヲ得ル地位ニ在リ今
日同政府ノ心事如何トノ如キハ最早
問題ニアラスト 思考スト速ニタリ尚英國
側ヨリ出テタム 報道トシテ米國領事ヨリ

聞ク所ニ依リハ 黒海艦隊ノセバストポーニニ帰
還せんモノトドレドノ一ト 一隻 駆逐艦二隻
ノ一トロシイスクニテ 破壊サレタムモノトドレドノ
一ト 一隻 駆逐艦十三隻ナリト



(暗)

倫敦 大正七年七月 一日後 六、〇〇
本省著 二日後 一〇、二〇

陸 藤 外 務 大 臣 孫 田 大 使

第五〇二號 (七月一日發)

駐莫斯科熊崎總領事代理六月二十五日
發外務大臣宛 第四五八號

「ケエツ」事件發生以來、勞農政府ニ於テ
ハ在露聯合國代表者農運、電報ヲ故意
ニ抑留スルヤノ疑、テハ處他國西比利亞電
信不通以來、西歐宛電信劇增シ、ムルマシ
ニ於テハ電信中絶所、農運能力ヲ超過

セハ為多數ノ電信停滯ニ由ルコトモ事
實ト認メラルルニ、故當地聯合國代表者ハ
各自農運電報語數ヲ節減スルコトトシ、本
官モ新聞報等差控、岳ヒリ、(目下外國
宛私報ハ全然受附ケラズ) 在露承知置
ク請)

電信課長
上

大臣 閣下

次官 十b

政務 第五〇五号

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

外務省
本有為
四月後二五
後藤外務大臣
珍田大使

在莫斯科總領事代理奏貴大臣宛電報
三月二十二日發七月一日着第四五一

今次、ソソエ、軍團、奮起以來、徒束
全、露ノ主人、以テ任シ、露農政府

ノ薄弱ナル地位、顯著トナリ、露農政府

處、今更、当地ノ形勢ヲ明、スル為露

國ヲ支配、權力ノ何者ナシ、依リ地

極上伏多多多子多伊

方的區別スル

(一) 露農政府支配地域

(二) 杜遠占領地並杜遠ノ與黨トシ、且

露農政府、反對ナル勢力ノ支配地域

(三) 反過激派並聯合側勢力ノ支配地域

トスルヲ得、ソカ大ノ内(二)ノ露農、波羅

的諸州、自露西亞、波蘭、ウラル、ソ

ウラル、ソ、ソ、及高加索トシ、ソ、ソ

組織セル西部西北利亞、ソ、ソ、ソ、ソ

ノ、アムカ、中流地方並、トウトフ、派烏拉爾
 哥薩克、據レシ、烏拉爾各州及、コム、
 ハフ、志意、哥薩克ノ、出沒スル、コアシトウ
 ハシ、縣ノ、一部トスレハ、残りノ、一、本部
 政、路ノ、中部及、北部ト、シナル、(目下
 交通杜絶セル、東部、西北、利亞及、交通
 頗ル、困難ナル、土耳其斯坦ノ、二地方ノ、向
 背不明ナル、モ、勞農政府、直接、権力下
 に入ラス、) 勞農政府ノ、支配、地域ハ、

「ペト、ハ、ラード、ウヤトカ、モドール、ケエン、ゴ
 フ、ト、ホル、ス、ラ、ネ、ト、ユ、カ、ラ、ト、ア、ア、スト、ラ、ム
 シ、カ、マ、ラ、ラ、レ、ス、ル、カ、ウ、フ、ア、ヤ、ン
 ミ、ラ、ハ、ケ、カ、ア、ム、ハ、レ、カ、ン、オ、ハ、エ、ツ、ラ、外、廓、ト
 ス、ン、三、十、三、縣、ニ、シ、テ、其、ノ、面積、三、百、三、十、八、万
 平方、裏、里、人、ハ、八、十、万、五、十、万、ナ、リ、尚、旧
 露、帝、國、此、ノ、面積、於、テ、八、割、人、ハ、
 於、テ、五、割、半、強、ヲ、減、シ、又、之、ヲ、本、邦、政
 府、(、オ、ル、及、波、蘭、ヲ、除、ク、)ノ、シ、此、ノ、
 面積、於、テ、二、割、強、人、ハ、於、テ、

スルヤノ報アリシ處今ヤ (不明) 及、サ
マラ方面ニ、アケエノ軍團ノ占領セルヲ以
テ此ノ地方、移リ難キ、云フ迄ニテ、又
後、同政府、レノ北方(不明)空疎ノ地、移リ
ルトスルニ此ノ地域北端ニ聯合國勢力
ノ支配下、在リ之ヲ要スル、労働政府支
配地域ニ用回表、同政府ニ取リ好シ
カクサム勢力、依リ包圍セラルルニ状勢
、在リ又労働政府地域内部ノ状
況ヲ見ル、地方労働會ニ独立不羈ニ

ヲ必スレニ中共ノ命令、服従セ(脱)冬
地連終統一ヲ缺ケル困難ノ狀况、在リ
中央權力ノ確立、及、労働團ニ莫斯哥
及、其ノ階級、過トスト終スル處(脱)程
ナリ政府ニ財政ノ難易ハ然ク之ヲ措ク
ニ更、直接魚屑ノ關係アル糧食問題
ノ前途ハ、ワラナイニ、高加索、以此利並
糧食ノ杜絶セル今日前途蓋、暗澹シ
一方ニレテ政府が焦慮、餘厲行セト
スル穀物徵集專賣其ノ他ノ政策

徒、民衆ノ反感ヲカ(既スルノ)(續)
在改定大使、轉電セリ

× 他務
電信課長 1支

大臣 閣下

次官 十b

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

倫敦 大正七年七月五日
本有局 五日後三五
後藤 外務大臣 珍田大使

第五〇九号 要目付了

在莫斯可總領事代理奈貴大臣宛電

報第四五 六月廿二日奈七月二日着 (續)

日裏、平和ヲ渴望せん餘、育目的、過激

派ヲ支持せん吾等、今ヤ農村、故

テ過激派ノ願、サレノ、ナリ、農氏、

動マシレ、暴動ヲ起シ、同派ノ権力

ヲ監視セトシ、又過激派が最侍ト

(1)

内外的勢力ノ為直、顔渡ヒん、コト
ナレトスんニ斯ノ如ク氏望ソク隆上ニ既
、其ノ利用、通ニサシモノトナレリ同政府
ヲ親遠ガ支持乃至看違ス、ナカ独遠
、レノ美レ露國、對スル親持ヲ直、
因ラレテ聯合同勢力、恢復、備ハレ
トヤムコウウライレレ、例、俄ニ過激派ヲ
例ニテ自己、好都合ナル政府ヲ持
スんコト、ナレハキヤ何レモ露國形
勢、更ハ一火變轉ノナサレトレワ、アリ

ト云フ、ハリ聯合側ニレシ此ノ隆新形勢
、適應レテ遺算ナリテ及ヒル新守
、ハレ決心ヲ以テ努力スル一所ナカレハカ
、サレナリ
在政東冬大侵ハ轉、實セリ

電信課長

大臣

次官

十

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

六時

倫敦發

本省着

大正七年七月

三月廿六日

六月廿一日

後藤外務大臣

珍田大使

中五二〇号

在莫斯科總領事發外務大臣宛電報

六月廿四日發

中四五四号

此間ウオログダニ出張ニ居リシヲ不ハ昨午三

日莫斯科ニ歸着シ上田ニ内話ノ要領先ノ通り

自分カウロカカニ出張ノ重ナル任務ハ佛使ノ

提議ニ係ル聯合國ノ露國內政干渉ハ

國方面ニ於ル獨乙軍ノ攻撃ヲ牽制スルノ目的

後藤外務大臣宛

ヲ以テ新ニ露國方面ニ戰線ヲ設クルコトニ関
シ聯合國大使殊ニ米國大使ニ親シク利害関
係ヲ設キテ干渉ヲ断念セシムルニ在リ右干渉
ノ有無ハ一ニ米國ノ態度如何ニ在ルニ在リ右
ニ關ランシ以テ會ヒ露骨ニ聯合國カ出兵シテ露國
ノ内政ニ干渉スル場合ニハ勞農政府ハ厭慮無
シニ獨乙ト同盟シ獨乙ハ露國ヲ支配スルニ
至ルヤシト説明シテ注意ヲ喚起シタリ其結果
「ラシニ」ハ多少余ノ言ニ耳ヲ傾クルニ至リタリ
自分ハ更ニ進ニテ説明シ「ラシニ」スラ動入目的

ヲ以テ今亦四日再ハロカガニ行ク事ナリ
農政府ハ昨今非常ナル窮境ニ陥リ若シ聯合國
カ露國ニ出兵スル場合ニハ独乙ハ露國ヲ援助
スト稱シテ直々ニ莫斯科ヲ占領シ又聯合國
側ニ倒シテ同政府ヲシテ獨乙ニ反セント
シタル場合ニハ獨乙ハ直々ニ莫斯科ヲ占領ス
ルニ至ルハソレ何レニシテモ獨乙ハ莫斯科ヲ占
領スルコトハ避ケヤカクハ人モ聯合國カ出兵
セサル場合ニハ直々ニ兵ヲ莫斯科ニ入ル事
無カルトヤヲ以テ農政府ハ此際聯合國ニ出

兵ヲ断念セシムルヲ必要トシ之レカ爲メ政府
ハソレノ件ニ関シ聯合國ニ讓歩スルコトニ躊
躇セサルヤン然シ余リ讓歩シテ農政府カ聯
合國側ニ付ク場合ニハ獨乙ハ同政府ヲ倒スベ
キヲ以テ其讓歩ハ程度問題ナリ斯ノ如ク農
政府カ独乙ト聯合國トノ板挟ミトナリ居ルニ
結果トシテ糧食鐵鎗難ハ日ニ増シ激甚ヲ来シ
此事カ原因トナリテ政府互ニ対峙ガ極ニ政府
互ニ対峙間ニ盛ナルヲミナラズ亦多ク政府間ニモ
高亮ニ至リタルヲ以テ本月亦八月ニ開カハバ

キヤ全露勞兵會大會ニ於テハ政府愛タル社
 會革命黨先依過激派(ソビエト)ハロニシテ内外
 政策ニ反対シ此事が動機トナリテ内閣ノ更迭
 ヲ見ルニ至ルヤ元計リ難キノミナラズ又夕場
 合ニ依リテハ政府反對依ハ聯合側ノ態度ニ対シ
 テ不平ナルモ外國ノ援助ヲ得テ勞農政府ヲ
 倒シテ新ニ政府ヲ組織スルニ至ルヤ元保シ難
 在歐米各大使ノ轉電セリ

電信課長

支

大臣閣下

次官 **tb**

政務

一九二五年七月四日午後七時
 本有着
 倫敦
 後三藤外務大臣 珍田大使

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

在曼斯哥總領事代領奏貴大臣宛并四
 一九二五年七月三日着
 二月七日新聞報
 六月四日泰リナリスシ来電ニ據シハ
 カカカフ政府瓦解後組織ニシテカ
 七カク政府ノ暴カカカフ政府ト主
 耳大政府トノ間ニ行ハレ一時土軍ノ再進

軍ノ為中止カレレ「ハツ」講和談判ヲ
繼續中ナリト
二、ワト、ムラト、工場代表者會議ノ寺
地、派遣せん代表者ノ遊説、各地各工
場、於テ大ニ成功シ「アレキサレ」鐵道
工場職工、於十二月五日會衆四千ニ達
スル會集會ヲ催フレ吉地、於「モ」ワト
カ「ド」同様労働會ト別、工場代表者
會議ヲ招集スル、決レ之ヲ本部「ア
レキサレ」鐵道職工俱樂部内、設テ

各工場、機レシ鐵錐業者問題、露
國ノ現状ヲ討議スル為大工場代表
者ヲ派「モ」ワト「ア」リ
三、北都鐵道守備隊長熱生、據レハ
同鐵道沿線ノ農兵ニ武装レテ列車ヲ
襲ヒ人食糧ヲ掠奪セン車輛ヲ横奪ス
ル「ト」頻繁ナリト
四、「チ」エ「ス」ワ「フ」シ事件ノ為「ハ」レ「セ」
「ア」エ「リ」ア「レ」ス「ク」向ノ鐵道及之「ト」文「義」セ
ル鐵道不通過「ト」レ「リ」

五、三月二日奈、トエノ末電、據ルハ近々
 田、地、ハ、ト、エ、ノ、エ、ハ、ニ、ク、レ、支、店、開、店、ス、レ
 ト
 六、謀威新聞ノ報道、據ルハ桂共同
 、軍事経済、蘭ニシテ秘密條約締結
 セ、レ、秋、迄、ハ、ニ、十、年、桂、蘭、ノ、経済、ノ、整
 齊、ス、ル、積、利、ヲ、得、ん、コ、ト、ナ、リ、桂、逸、貨、物
 一、茶、蘭、輸入、ノ、特、權、ヲ、得、桂、蘭、ハ、桂
 逸、ノ、ニ、ヨ、リ、原料、ノ、供給、ヲ、受、く、し、コ、ト、
 ナ、レ、リ、又、桂、蘭、ハ、十、万、ノ、軍隊、ヲ、編、成、シ

意國が中央諸國、對シ戰鬥行為ヲ開
 始セル場合之、反抗セザルハカ、スト云
 フ
 七、三月二日奈、ト、リ、ハ、チ、レ、ハ、エ、ハ、和、ソ、ン
 末、電、據、ル、ハ、一、時、過、激、派、ノ、為、解散、セ
 シ、レ、タル、コ、ト、リ、ハ、チ、レ、親、親、議、會、ハ、今、回、コ、ト
 リ、ハ、チ、レ、政府、ナル、モノ、組織、ヲ、討、議、セ、ン
 カ、其、降、親、独、的、演、説、行、ハ、レ、タ、リ

電信課長

大臣 閱了

次官 十位

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

第一課

九〇四二 (晴)

倫敦發 本省着 大正七年七月九日 五日 右六三〇

後藤外務大臣

珍田大使

七月五日

第五二〇 正 空莫斯哥總領事發外務大臣宛電報

第四四九 六月十七日

勞農政府陸軍部情報局外國人掛負

サモイロフカ 昨十六日 上田ニ内話

要領左ノ通

勞農政府カ 独逸ノ要求ヲ容レ 聯合國

ニ支持セラレ、アル「ケエ」軍武裝解

秋迄 後藤外務大臣宛

除ク強制セントシタシ 爲ノ「ケエ」カ西伯利亞
ノ穀物ヲ占領シテ糧食ヲ斷テタシ
カ動機トナリテ今ヤ同政府ハ 独逸 聯
合同及糧食難ノ三大敵ニ包圍セラレ
進退谷マリテ其運命旦夕ニ迫マシ
至レリ 右三大敵中此瞬間ニ於テ 同
政府ノ最大敵ハ糧食難ニシテ其難ノ
爲メ是迄 勞農政府ノ味方タリシ 勞
働者ハ政府ヲ否認シ 又農民ハ政府ニ
反對スルニ至リタシ 次第ニシテ「ケエ」其

モノハ同政府ニ對シテハ其實然程ノ大
敵ニ非サルナリ故リ以テ勞農政府ハ
國家ノ急務トシテ此糧食難ヲ除去
スルノ必要ク有ルカ故ニ是カ為メ全ク独
逸ニ附テウクライナニヨリ糧食ヲ貰フカ又
ハ、今エテ事件ニ對シ聯合國ト妥協シテ
西伯利亞ヨリ穀物ヲ仰クノ外無クシテ
換言スレバ独逸ヲ敵トスルカ又ハ聯合國ヲ
敵トスルカノ外無キカ為メ政府部内ニ於
テハ閣員ノ説ニ分カレリニシテハ聯合

國ヲ敵トス可シト唱フルニ反シトロフキールハ
独逸ヲ敵トス可シト主張シ而シテ政府中
少數黨タル社會革命黨左派ハ「トロフキール」
ノ説ヲ支持シタルモ多數派タル「ボリセイク」
ハ「ロレーニン」ノ説ニ賛成シタリ茲ニ於テ閣員
ハ多數派ニ基キ独逸ニ屈服シテ聯合國ト
縁ヲ絶フコトニ決シタルニ勞農政府ハ聯
合國カ日本ヲシテ西伯利亞ニ出兵セシム
可キヲ虞シ為メニ独逸ニ附テ聯合國ヲ
敵トシテ「ウクライナ」ヨリ糧食ヲ貰フコトニ

決心ヲ断行スルニ躊躇ニ居レリ然ルニ糧
食難ハ日ニ増シ深キニ至ルノミナラス
此儘ニテ行ケハ一方ニハ労働者ハ同盟
罷工ヲ起シ露國ニ飢渴騷動發スルト
同時ニ他方ニハ勞農政府カ「タテ」武装
解除其他獨逸ノ要求ヲ實行セザルニ為
メ獨逸ハ「ソビエツ」方面ヨリ莫斯科ニ進
軍ス可ク又同政府ハ是カ武装解除ヲ
強制スル場合ニハ聯合國ハ「ムンヘン」「アルハン
ゲリスク」及西伯利亞方面ヨリ露國ヲ

脅カス可キヲ以テ政府ハ現在途方ニ
着シ居リ是カ為メ何レ最近ニ週内内脱
重ん可シ日本カ何等野心ヲ有セスレテ露
國ヲ救助スル目的ヲ以テ露國ニ出兵スル
コトハ露國民殊ニ政府反對派一般ノ
大ニ喜ブ所ニシテ此場合ニハ露國民自
身奮起シテ獨逸ト反抗スルニ至ル可シ
然レテ其出兵カ西伯利亞ノ一齣迄ニ
限ラレテ而カモ露國民カ日本ハ出兵シテ
モ獨逸ト露國ヲ驅逐スルヲ得スト感ス

ルニ至リタル場合ニハ少クとも歐露國民ハ
益々独逸ニ苦メラル、可キヲ以テ夫レカ
為メニ奮起シテ独逸ニ反抗スルニ至ラサ
ル可シ故リ以テ俄ニ日本カ出兵スルモノト
スレハ必ス大兵ヲコウラル、近邊迄進ムル
コト必要ニシテ此場合ニハ露國ハ必ス奮
起シテ独逸ニ對抗スルニ至ル(以下脱)

電信課長

生

大臣 閣下

次官

七

九五八 暗

後藤外務大臣

珍田大使

倫敦 大正七年七月 七日 前 〇二八

政務

第五三一號

臨時

第五三一號

通商

在莫斯科熊崎總領事代理後貴大

人事

臣花(六月十七日發七月五日着)

會計

第四五〇號

文書

當地陸軍武官ヨリ參謀總長宛在

參政官

副參政官

露獨澳兵力(同武官電報第一六一

號及第一六二號) 荷蘭方面、情況

閣下報告アリヨリ付御參照アリ

六月廿五日
八日 前八日

後藤外務大臣
珍田大使

第五二二号 七月五日

在英那哥總領事館外務大臣宛電報

第四四八号 六月廿七日

往電第四四八号ニ突シ「ケエ」軍團ノ其後
目下嚴重ナル軍事檢閲實行セラレ居ル
為ノ新聞報道ニ不備ニシテ同軍團部隊
「ケエ」及「ケエ」ノ兩方面ヨリ
「エ」テリンアングニ向ヒ前進中ナルコトノ外

休公使
9/6

情報鮮カナラサルモ 諸般ノ情况ヲ按スル
ニ同軍團ハ依然有利ナル状態ニ在ルコト
ト思ハル但シ同軍團ノ「サマ」ヲ占領
セム部隊ト「ケエ」ヨリ「エ」ニ在ル部隊ト
ハ未タ連絡ヲ遂ケサルカ如ク「ウ」ハ
過激派ノ手ニ在リ 事件ニ関シ一般輿
論ノ趨勢ヲ見ルニ一般ノ新聞ハ労働政
府ノ壓迫ノ為メ何レモ沈黙シ「エ」僅
ニ過激派ノ一分派ニ屬シ労働政府
ニ對シ忌憚無キ批評ヲ試ムル「ウ」

ガニカ今回ノ「チエク」軍團武装解除令
ハ所謂同軍團ノ暴動之前ニ登セラレタムモ
ノリト信ス可キ根據アリトノ記事ヲ掲
ケ多額ノ罰金ヲ科セラレタムモノアルノミ
然ルニ諸種ノ情報ヲ見ルニ一般ノ同情
ハ翕然トシテ「チエク」人ニ向ヘルハ筆ヲ
可カラズ坊間ノ論議トシテ聞ク所モ同軍
團ノ奮起ヲ喜ヒ此機會ヲ利用シテ聯
合側出動ニ過激派ノ権力覆滅ニテ秩
序回復ヲ見ルニ至ランコトヲ希望スルモノ

甚ク多シト認ムハ秩序回復ニ関スル露人ノ
希望ハ特ニ注意ス可キモノニシテ其絶エス
表明セラレタムニ拘ハラズ聯合側ハ之ヲ閑
却シテ事毎ニ不徹底ナル内政不干
渉ヲ唱フルノ「チエク」露人ノ信頼ヲ繫
クコトニ関シ大ニ違算ナリトス聯合側ハ
努メテ内政不干渉ヲ唱フル論議ハ對露
關係ノ関スル限り大体ニ露國民ノ自尊
心ニ對シテ遠慮ニ當農政府ノ反抗ニ對
スル懸念ニ露國形勢ノ変化過リ難キ

カ以テ其内政ニ関シ不偏不黨ノ地位ヲ
保持セントスル希望ニアルモノト推察セ
ラル、處(一)ニ関シテ露國民ノ自尊心全
然消滅セラレアラザルハ勿論今日ノ形勢ハ
彼等ヲシテ物質上ノ存在以上ニ政治的
名分ヲ云々スル餘裕ナカラレノ國民ヲ
要シテテノ希望ハ秩序回復セラレテ生活ノ
安固安易ホナランコトニアリ而シテ右秩
序回復ハ外國ノ力ニ依ルノ外無キヲ覺
悟シ或ハ進マシテ是カ為メ平議ヲ希望シ

吾ルハ疑ア可カラサレ事實アリ近來益々
根柢ヲ深クシワ、アリト認メラル、親独
傾向ノ如キモ多クノ場合其由來スル計
茲ニ存スト云フモ不可ナレ(一)ニ関シテハ
勞農政府ニ對スル民心喪反シ勞働者
及下層農民等一之ニ反抗セントスル傾向
明ラカニシテ獨同政府實力ノ及フ範圍ニ
於テモ其威力大ニ減退セ今日ニ於テ同
政府ノ全露的事實上ノ政府トシテ是カ反
抗ノ懸念ナルノ要甚多ク少カシ可シ(三)

閣下ハ露國將來ノ實權者カ如何ナル政
派ナル可キヤハ豫想シ難キモ此儘ニ抛置
セラル、ニ於テハ露國カ先ツ第一ニ猶逸
ノ支配下ニ歸スルコト明ラカナル今日之ヲ
顧慮スルノ旨愈カシク是レ聯合例ニ
シテ露國民ノ政治的好惡ニ付テ顧慮ヲ
要スル莫アリトセハ露人カ一般ニ「日マノラ」ハ
舊政治ニ對シテ根據アル執着ヲ示シ居ラサ
ルコト今日迄ノ反過激派運動ニ其重
ナルモノハ今日ニ於テモ憲法會議ノ開設ヲ

標榜シ今回「エウ」軍團ニ依リテ一方ニ
現出スル假政府ニ憲法會議開設ヲ期
スルコトヲ旗幟ニシ居ル等ノコトナル可シ
左政米各大使、轉電ス

倫敦寄大正七年七月二日後一五上
八日午前九時
後藤外務大臣 珍田大使

第五二二号

手紙

林公使

物書き

9/6

在莫斯科總領事代理會費大元先電報
昨日三日、ラズネ、が上田、談話、とん要
領左ノ如シ
「ラズネ、ハ、ソ、ノ、事件、學農政府、對、
テ、大、打、撃、ニ、シ、テ、同、事、件、が、原、因、ト、ナ、リ、
近、々、學、農、政、府、の、變、動、ヲ、シ、テ、計、ル、事、

「同、事、件、」、
「今日、至、リ、レ、ノ、タ、シ、一、全
ク、ソ、ノ、ト、ハ、ソ、ノ、ト、ノ、深、ク、イ、英、佛、聯、合、國、が
「ラズネ、」、
「此、比、利、亞、結、中、佛、國、義、兵、之、
「上、述、之、極、東、之、運、行、同、様、於、テ、之、ヲ、
「ソ、ノ、ス、レ、軍、ト、一、團、ト、ス、ル、ノ、目、的、ヲ、ル、コ、ト、ハ、
「初、メ、明、白、ナ、リ、シ、タ、リ、政、府、部、内、
「於、テ、一、聯、合、國、ノ、希、望、ヲ、込、ム、コ、ト、ハ、
「對、テ、ラ、ズ、ネ、ト、ハ、ソ、ノ、ト、ノ、一、之、同、意、シ、
「然、レ、其、ノ、後、至、リ、一、方、
「ラズネ、」、
「其、ノ、以、來、至、リ、
「政府、反、對、派、

軍、か獲らん確し証據を見せし
シタト同時、又他方、一社遠か佳約
ヲ摘、取りテ、チエウシ、武装解除ヲ
要ホスル、至リタムヲ以テ、トハツキ、
之、屈服シテ、武装解除令ヲ下シタムガ
時、今、之、對シテ、抗議ヲ申シ、
於テ、農農政府、全ク被換トシ、至レ
リ、農農政府、既、社遠ヨリ、急所ヲ
押、シ、座ル、加、英、佛、聯、今、回、ノ、意、ト
セ、サ、ム、ヲ、以、テ、一、モ、ニ、ミ、ナ、ク、社、遠、ノ、要、ホ、ク、

英人、ノ、外、ナ、ク、後、今、回、一、日、本、ノ、味、方、有
シ、テ、而、テ、モ、英、國、カ、社、遠、ノ、要、ホ、ク、英、人、
場、今、一、日、本、ヲ、以、テ、西、比、利、亞、ニ、出、立、セ、レ
ル、ハ、一、日、本、ノ、農、農、政、府、一、日、本、ヲ、抑、レ、聯、合
國、ノ、抗、議、ヲ、拒、ム、コ、ト、大、キ、障、害、セ、タ、リ
依、リ、社、遠、一、露、國、ヲ、脅、カ、ス、立、リ、タ、ル
ヲ、以、テ、農、農、政、府、一、新、然、右、抗、議、ヲ、作
テ、テ、コ、チ、エ、ウ、シ、ノ、武、装、ヲ、解、ク、コ、ト、決、ス、
ル、ニ、至、リ、タ、リ、乍、本、政、府、一、未、ダ、改、変、ス、
テ、今、ノ、自、力、ヲ、有、セ、ス、レ、ド、一、チ、エ、ウ、ク、強、制

スルニハ、イムクワク、以東、在ん軍降ヲ
西方、向ケサシテ得サレハ、弟ナシガ此ノ
場今、一聯今國カ日本ラレシメ、此以利益
、出兵セシムルノ危険、了ク、以テ政府
之ヲ強制スルコト、大、苦心シ、成シムル
國員ノ多数、今後ニ週向テ、終バ、イムクワ
ワク、以東、ノ兵ヲ動スツ、要セシメテ強
制ヲ加フシテ得ル、至ルヘシト、壘觀レ庄
レシモ、自分、之ヲ忠觀レ庄レリ、斯ノ如
ク、農政府、部内、一、ウチエウ、武裝

ヲ解カシムルコト、一、程困難、アラスト
スルニ、此ノ場合、一、日本カ聯今國、據、
テ、ウチエウ、出兵スル、至ルノ危険、了ク
以テ、トハツト、一、ウチエウ、武裝解除
令ヲ下シタム、均、一、ウチエウ、聯今國、
倚リ、之ト各協レシ、穩便、難向ノ解決
ス、レトノ意見ヲ主張スル、至ルコト、信此ノ
場合、一、杜、一、落、國ノ、脅カス、ハ、チ、以
テ、レ、一、聯今國、(一)コト、危険、了ク、ト
レ、之、反對、一、國員ノ多数、一、レ、一、統

替成スル、至リテ斯ノ如ク「ト」ツテリ、説
政界内ニ魚力ナク、同人一近來糧食供給
之關係ヨリシテ農民及労働者間ニ勞農政
府、不満ヲ懷テ、増カレ殊ニ西
比利亞農民カ今西ノ農村自治委員會
（住電第434号）並ニ住電農民ヲシテ有産
農民ノ穀物ヲ奪取セシメテ（制度）及
勅員令（住電第433号）ニ反對スル
ヲ極メテ社會革命黨左派ト氣脈ヲ
通シ「ケ」エテ事件ノ責任ヲ「シ」ヒシ

故セシメ彼ヲ辭職ノ「シ」テ、至リシ「ト」
「フ」ア「シ」ト「フ」テ「一」既、過激派内
全ク信用ヲ失ハシ「シ」テ「一」辭職ス
ルニ政府カ依然過激派ヨリ成ル「ト」
「ト」ハ「フ」テ「一」總理タル「ト」ハ勿論留任ナ
ク困難ト見入「レ」シ社會革命黨入閣ニ
依ル政府改造ノ場令「ノ」留任スル「ト」
「得」ル「ト」要スル、官農政府ハ目下極
度ノ窮乏ニ在ル「ト」以テ同政府ニ迅速ト
聯合閣ト「ノ」向テ斬抜タル、内閣交代ハ

山々ヲ得サルハ如何せん人物が受農政
府ヲ組織スルヤ未詳ナシモ多分「ルナケ
ヨンスキ」ラリシ「トモエ」等過激派中
ノ領袖分子ナルハ其ノ場合「社会
同化現狀」於「社会革命」等
大派及過激派中ノ急進分子政府ノ
組織ノ場合「社会同化現狀」等
在政未冬大使、轉電ヤリ

電信課長

大臣 閣下

次官

九〇五〇
九〇

後藤外務大臣 珍田大使

倫敦 大本着 大正七年七月八日午後二五
十日午前二四八

政務

第五二二二号

送付了

通商

七月七日英回

海軍省公表ノ露國政

第一課

人事

會計

文書

參政官

副參政官

府魚線電信在ノ如シ
一) 在柏林露國代表トシコフエシ花トシ
奈

本日二時身許不詳ノ者ニ名 *Commissioner*
Commissioner ヲト稱スル虚偽ノ書類ヲ携
ハテ独逸大使館ノ訪問レヨミハツム伯
クハカキカキカキカキカキ

ノ臺ニ爆彈ヲ投シ伯ハ重傷ヲ負ヒ後
死セリ露國政府代表者等一直ニ同
大使館ヲ往訪シ此ノ政事暴行ニ對
スル義憤ノ意ヲ表明シタリ政府ハ暗殺
者ヲ捜査シテ之ヲ臨時革命裁判所ニ
引渡スヘシ必要ノ措置ヲ講スルト同時
ニ独逸大使館護衛兵ノ増員其ノ他独
逸人ノ保護ニ必要ナル措置ヲ執リ
アリ貴官一直ニ独逸外務大臣ヲ訪問
シ此ノ暴行ニ對スル露國政府ノ義憤

茲被言者ノ遺族、對スル同情ノ前陳
 七〇一七
 (三) 同上
 露國政府ニ本件先行、對スル教等ノ
 義情ノ念ト被言大使、對スル同情ノ意
 ヲ傳達スル為時、特派使節ヲ伯林、
 派遣ス、此九貴官、對スル前電訓令
 八依然有効ト心得、レ

電信課長

支

大臣

次官

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

一九〇九年

後藤外務大臣

珍田大使

第五號

七月九日

往電第五二六號。聞レ其後、新電電報
 要領在、再、

(一) 七月八日夕、若拙、露政府無線電信ニ
 依リ、在伯林露國大使館新聞係主任
 ハ七日、露國、宣言ヲナシ、
 露國大使館ハ數日尚、露國、
 電信不通、為ソ、
 上伏、

この同地より何等直接の報道は接せざるモ
右殺害の報道は莫斯哥政府に於ケル
ト同様當大使館にモ深甚の駭愕愕然
憤ヲ齎ヒリ大使ハ病中ニ拘ハラズ即刻獨
逸政府ニ對シ弔意ヲ表シ来リ獨逸側電
報ニ依リハ今回ノ慘事ハ凡テノ國凡テノ時
代ニ行ハレルモトアル彼^觀政争ノ手段トナス
コトニハ常ニ反對運動ヲ怠ラザリシカ先般
ノ「ユロピツナル」以テタルスキ「殺害ト云ヒ今回
ノ慘事ト云ヒ此種兇暴手段ヲ用ユル一

演、露國ニ再現シ来タレルニトテ論スル
モノナルカ故ニ本國政府ハ一層峻烈ニ
斯ル先行ノ再演ニ對シ防戰スルニ至ル、
ク露國大使ハ今回ノ事變カ露獨逸
殊ニ甚モ影響スルコトナカクキヲ信ス云々
獨逸大使ノ殺害ニ引續キ七月六七兩
日、區リ及過激派ノ擾亂莫斯哥ノ動
發シタル模樣ナルカ本日發勞農政府無
際電信ニ依リハ莫斯哥ニ於ケル社會革
命黨尤派ノ及革命擾亂ハ鎮定セラレ

同派、部隊ハ逃セテ遂ケツ、アリテ既ニ
數百名ヲ逮捕シ其中ニハ同党ノ一領袖
アレキカントロウイテ、各マルト労働者及ヒ
赤衛隊ニ警備ヲ命ズルト同時ニ軍隊
ノ動員ヲ續行シ又社會革命党元凶
ノ各部隊ハ一律武装解除ヲ行ハシ
ムル旨並ニ社會革命党元凶ハ數時間
莫斯科ノ一市部々及電信局ヲ占領
シ莫斯科守備隊ノ援助ニ依リ過激
派ノ権力ヲ壓服シタリト、虚報ヲ流布

シタルモ其實右守備隊ハ労働政府ニ
忠實アリテ一舉能ク今向テ及乱ヲ鎮壓
シ得タリト、報道シ格セリ(續ク)

電信課長

支

大臣

加古平

倫敦度大正七年七月九日午後六時
本首着令 土日九三三

次官

藤外務大臣

珍田大使

政務

事務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

三) 七月七日附 露國公報ニ依ルニ 露農政府
ハ 独逸大使殺害事件 竝今回ノ 極端社
會革命党及 逆事件ニ 関スル 審査委員
員會ヲ 設置シ *Comrade Peters* ナルモノ
ヲ 其 委員長ニ 任命セル 趣ナルカ 同日
茂アムステルダムニ 茂ロイテルニ 通信員ハ
伯林 經由 莫斯科 茂電トシテ 独逸大使

殺害ヲ 自白シ 数名ノ 代表者 捕縛セラ
レタル 趣ヲ 傳ヘ 居レリ 又 フランクフルテル、ツア
イツングレ 伯林 通信トシテ 独逸大使 殺害者
ニ 名ハ 社會革命党員ノ 潜居セル 家屋
ハ 逃ビシタル 後 櫛 周 銃ヲ 以テ 防禦セ
ラレタルト 竝今回ノ 殺害 隠謀 確實トナ
リ ツア アリト 報シ 居レリ
四) 今回ノ 殺害事件ニ 対スル 独逸側ノ 感想
及 行動ニ 知テ 未タ 何等ノ 公報ニ 接セサ
ルモ アムステルダムニ 茂ロイテル 電報ハ 右 殺

害ノ報道ハ独逸、深甚ノ感動ヲ與ヘカ
イザルハ之レヲ身ニスルヤ即時外相ニ命ス
ルニ在伯林露國代表者トノ關係ヲ断絶
スハキ旨ヲ以テシタル由ヲ傳ヘ居レリ尚独
逸諸新聞ハ今回ノ慘事ニ對シ何レモ悲
憤ノ意ヲ表ホスルト同時ニ諸國聯合側
手先ノ所爲ニ外ナラストノ筆法ヲ振ハルモ
ノサナカラサル也



七

九三六
 七平
 本名 藤原 大七 年七月 十四日 前九三〇
 藤原 外務大臣 珍國 大使
 第五三九號

七月十三日當地各新聞：掲載せられたる露國、現状、因スル半官的通信大要、尤、通露國及西比利、因スル最近、報道、其、過激派勢力次第、衰、ト、アルヲ示シ、格、シリ、過激派、ハ、群、衆、對、敵、絶、叫、シ、且、徵、兵、強、制、ヲ、試、シ、格、モ、其、結果、僅、カ、シ、約、六、萬、一、軍、ヲ、得、タル、過、キ、ス、而、モ、其、軍、紀、ハ、兇、威、

類、其、共通、ノ、感、念、ハ、如何、シ、テ、戰、闘、ヲ、回、避、セ、ント、ス、ル、ニ、アル、カ、如、シ、現、在、露、國、於、タル、敵、四、側、兵力、ハ、芬、蘭、北、部、ヨリ、黑、海、方、面、ニ、直、ル、獨、軍、約、三、十、二、箇、師、團、埃、國、軍、約、十、五、箇、師、團、ナル、カ、是、等、諸、軍、ハ、第、一、流、ノ、部、隊、ニ、ア、ラ、サ、ル、ノ、ニ、ナ、リ、ス、獨、逸、ハ、既、ニ、在、露、國、師、團、ニ、對、シ、極、端、ナ、ル、掃、出、シ、行、ヒ、其、精、銳、ヲ、吞、ク、レ、テ、西、方、戰、場、ニ、左、向、ケ、タル、結果、殘、留、部、隊、ハ、極、ソ、テ、資、質、劣、等、ノ、モノ、ナル、ト、疑、ノ、余、地、ナ、レ、現、下、露、國、於、ケ、ル、獨、逸、ノ、努、力、ハ、之、ヲ、三、方、面、ニ、分、ケ、テ、見、ル、ヲ

得(ク)「ムルマン」海岸方面ニ對スル芬蘭トノ共
同行動(二)南露ドン流域方面ニ於テ「ウオルカ」
河地方ニ對スル行動(三)高加索ニ於テハ東海
西岸「バク」ニ向テ行動之レナリ而シテ是等各地
方ニ於テハ「獨逸」策動ニ軍率上並ニ經濟上
ノ目的ヲ有スルモノトス第一芬蘭ニハ「ウイホルグ」
ト「ラドガ」湖前ニ「獨逸」一箇師團駐在シ居
レルカ「獨逸」ノ目的ハ三様ニシテ(A)「ムルマン」海岸
ニ達シ後令ハ「ウツケシガ」及ヒ「ユラ」如キ不凍
港ニ潜水艇根據地ヲ設ケ及ビ(B)芬蘭ノ接

助ニ依リ「ムルマン」鉄道ヲ遮断シテ冬期ニ於ケ
ル露國ト西歐羅巴間ノ交通ヲ絶ツ「アルク」又
「獨逸」(C)「ウオロケタ」ニ進軍ヲモ策ジ居ルハ
同地ニ露都「アルシケル」鉄道ト西比利鉄道
北部支線ト聯絡スル重要交會点ナリ尤モ
「ムルマン」方面ノ敵側土地柄ニ難シテ大部
隊ノ輸送ハ唯鉄道ニ依ル外ナシ聯合側ハ「ム
ルマン」海岸ニ一部隊ヲ有シ居レルカ右ノ同地
方露人ハ火急ノ要請ニ應ジテ追ニシテ目下
更ニ増援部隊ヲ送りツ、アリ「獨逸」側ハ地勢

上ノ因往ラ有ルノミナラス若蘭トノ向ニ不知起
レリトノ確報アリ 且各種物資大ニ空乏ラ
告ケ居リ第ニ南露方面ニ於テハ独逸ノ目
的ハ主トシテ経済的ニシテ最近急速ニ其歩
武ヲ進メテ獨逸ハドン地方獨立運動ノ
着目ニシテ獨逸側ト共謀シ居レルヲフランスノ
將軍ヨリ多大ノ援助ヲ受ケ今ヤウオロホク市
及ウオロホク地方ニ達スルドン流域一帯ノ地
ヲ台領シ小麦其他ノ産物ニ富メルウオルガ又
指呼ノ向ニアリ獨逸現下ノ目標ハ恐ラク談

方面ノ物資集散地タルツアリツインニアルク同
地ヨリドン地方ノ積出シハ容易ニシテ小麦ハ
ドン河ヨリ黒海ニ徑ガテブツ運リテ輸送スル
ヲ得レ第ニ高加索ニアリテハ獨逸ハ未ダハク
ニ達スルに至ラス同地ニハ現在アルメニア人ト過激
派ト聯合軍台據シ居レルカ同方面少數ノ獨
逸ニ對シ差シタル抵抗ヲナセト能ハサルニ但シ
アルメニア人ハ土耳其軍ノ進撃ニ對シテハ強硬
ニ固守スル以テ進撃手ハ空マシ獨逸側戰略ノ
一部ナルニ如斯中路南路及高加索方

面：於テ狂逸ハ目下殆ト武力的反抗ヲ受ケル
事ナレバ「ウタライシ」ニ於テハ農民ハ狂逸ノ物
資徴發：對シ執拗ニ反抗シ且狂逸用トシテノ
小麦耕作ヲ拒ミタル由ニテ激シク紛執ヲ惹起
シタリ「ウオロネス」北方「ペンダ」及「サマラ」ニ至ル
地域ハ現ニ「ケエツク」スロワツクス」軍ノ保有スル部
レテ彼等ハ最近露國及西北利：於ケル一新
勢力ナリ南戰當時同軍ハ獨國軍中ニ編
入セシレ其後及逆シテ露軍ニ投シタルカ彼
等ハ精良ノ兵ニシテ有數、特校ニ率ヒラレ

過去數ヶ月間、其浩劫、依リ現下ノ亂狀
態：於ケル露國：於テスラ尚且新乎タル皮
心ト協カトカ如何ナル實現ヲ奏ス、キカシ立
証セリ「ケエツクスロワツクス」カ現ニ「ペンダ」ヨリ「サマ
ラ」ニ至ル東方「ニ」ニ「ウ」ニ至ル 鐵道ヲ手
中ニ收メ「ウ」ニ至ル：於テ彼等自身ノ一政
府ヲ樹立セリ鐵道線路ハ「ウ」ヨリ「イ
ル」ニ至ル「ウ」ニ至ル加南湖ノ岸岸ヲ迂回シ東
邊カニ浦益ニ達スル次第ナルカ「ケエツク」スロワ
ツクス」ハ今ヤ浦益ヲ在領シ同地：於テ過激

派の壓し聯合回ヨリノ倍倍品ハ破壊ラ防止シ
得タルモ浦盤ヨリウーレンヌクニ至ル向ノ線路
ハ未タ之ヲ台領スルニ至ラス其西部ハ今ノ部ヲ
多シ迄及ハルニ過キス「チタ」ヨリ「ウーレンヌク」ニ至ル
向ニ過激派ハ僅カニ不安困惑ノ地步ヲ支、
居リ尤モ「チタ」ニ軍ハ今ヤ其中間地点、
若干ヲ恐ラク「イルチ」フシ市ヲモ台領シ居
ルハク彼等ハ極力西北利鉄道全線ノ台領
ニ努メ居レリ「チタ」ニ軍ハ又滿洲北境ノ庫
方ニアル「セ」ノ「大佐」ト協カシテ勤作スルヲ得

一、過激派ノ信賴シ得キ唯一ノ軍隊ハ獨
逸僑民ニ過キカルカ且ニ等ニ武装編成ヲア
シ居レリ商凡談ニ依レハ西方ニ於ケル「チタ」
ス「ワ」ヲ「ム」ノ「手」中ニ「帰」シ居ル線路ハ正長
約二千五百哩ニ達ス目下勤クトモ當分懸念
ス「キ」率態ハ貝加南湖岸ヲ迂回スル線
路、尚過激派ノ「手」中ニ「残」リ居ルコト「ア」リ其
線路ハ頗ル峻險ノ地ヲ通過シ「ト」シ「ネ」ル「ヨ」リ
過激派ニシテ高「一」冬期中貝加南湖ハ支
通ノ障害トナル事ナク洛水次線橋ニ依リ

兩岸、向う交通とルヲ得ヘト

REEL No. 1-1195

0365



他暗

倫敦 大正七年七月十五日 廿七
本有署名

後藤外務大臣

鈴田大使

第五四一号

貴電の第三六五号(再電) 未着、至急再電ヲ

請フ又往電第五二九号(再電) 第五三一号

市接受ノ日時 如田電煩ニ夕ニ尙備地ト

莫斯科及ボログダ間電信數日前ヨリ不

通ニテ目下露國ヨリ何等情報ニ接セス

電信課長

支

大臣 閣下

次官

十

後藤外務大臣

珍田大使

七

傳教

七月二十日

政務

通商

人事

會計

文書

參政官

副參政官

七月二十日夜當地着者農政府無線電
信公報在ノ通

ウラル州勞兵會ヨリ最近分エウク、スロ
バツク軍カレドウラルノ首存エカテリン
ルグニ迫リ来リタル折柄本勞兵會ノ
手ヨリ廢帝ニコラス奪取ヲ目的トス
ル及革命派ノ隱謀意見セラレタルニ付
上代多々ありしを以て

勞兵會ハニコラスヲ銃殺スル、決シ七月
十六日此決定執行シ了シ尚ニコラスノ
妻子ハ監視上安全ナル場所ニ移シタリ
トノ旨電信ニテ通報アリ農政府ハ
先頃既ニ人質ニ對スル廢帝ニコラスノ
罪惡糾弾ノ為ノ同人ヲ裁判ニ附スル
コトニ決シ居タル次第ナルニ本件出来
事ノ事情ニ鑑ミ茲ニウラル州勞兵會ノ
執リタル措置ヲ是認ス云々

十四 北露押付

「アルハンゲリンスク」ニ於テ「昨日北露政府ナル新政府樹立
 セラル、同政府ハ「ウラル」知「ノヴゴロド」カサレ「アル
 ハンゲル」ウヤフカカ地方ノ地方官憲法議會議員及
 代表者ヲ成リ「ウラル」ヲ管理トシ「激派及
 對露國再興」憲法議會擁護ヲ目的トシ「聯右共
 國」信援ニヨリテ「獨逸」勢力ヲ排除セリ「ノヴゴロド」目下
 「アルハンゲリンスク」ニ在ル「聯合國」使臣及同地ニ上陸スル

外務省

英佛軍ト協力シテ勢力ヲ南方ニ延ハシテ「ウラル」ウヤ
 ルカ」方面ニ能ク及「激派」ト「聯右」ヲ完クセシト「劃策」
 シ「ウラル」
 「アルマニ」方面ニ於テハ英佛未ノ「聯合國」ハ「獨逸」ノ
 芬蘭方面ヨリ「激派」ノ攻撃ノ計劃ニ對抗シ「アルマニ」鉄
 道ヲ確保シ「聯合國」ト「露國」トノ交通ヲ維持スル目的
 ヲ以テ「激派」ノ兵ヲ同地ニ送り地方住民ト協力シ且ツ
 同地方ノ「激派」軍ヲ降也「鐵道」ニ沿フテ「激派」ニ南

外務省

下レ「ケケ」俸車~~ヲ~~ヲ超「オネカ」ラドカ「西鄙ノ中
 間地帯ニ進出スルニ至リタルカセ下旬聯合側トナルマ
 ニ地方派会トノ間ニ協約締結セラルシ(一)ハルマシニ協約ヲ
 教練スルコト(二)ハルマシ地方層ハ獨掃ノ警戒ニ出スルコト
 (三)ハルマシ地方民ニ食料中要品及技術上ノ施設財
 政的援助ヲ与フルコトヲ約シ(四)聯合側ハハルマシ地
 方ノ内政ニ干渉セズ領土ヲ獲得ノ意思ナリ大露西
 亞ノ者トナルマシ領土ヲ保全スルモノナルコトヲ明カシ

外務省

五三

倫敦祭
本有着
大正七年五月
二十一日(四六)

後藤外務大臣

珍田大使

斗五五六号

露兵政府無線電信所報英米代表者ト、タルマ
ニ地方会 (Regional Council) 間、協定ハ
中一、條ヨリ成ル (要領左ノ通)
(一) 本協定ハ独壇側ニ對シタル地方 (アル
チアシタル州) 中、以前「ア」クサントロウスク
ト称セラレタル地方 (防護ノ為兩当事者百、

合同行為ヲ確保スルヲ目的トス (三)
タルマニ地方
ノ露兵軍隊ハ一律同地方会ノ任命ニ係ル露兵
軍司令官ノ指揮下ニ置クモノトス、独立ノ
露兵軍隊編成ハ願ヒ望ミキ所ナシ、且本協定ノ
主要目的遠達ノ為露兵志願兵ノ聯合兵軍隊編
入ヲ妨ゲズ但シ其場合ニハ此等志願兵ハ独立
ノ露兵軍隊ヲ形成セザト雖其部隊ハ事情ノ許
ス限リ露兵兵ト外兵兵ト半數ツツニ編成セラ
ル可キモノトス、英米代表者ハ將未編成
セラレ可キ露兵軍隊、武装給養輸送及教

AMS

育ニ関シ必要ノ援助ヲ露玉司令官ニ付テ可シ
 (三) ムルマン地方ノ内政上、全權ハ同地方會
 々爲シ英米代表者及其配下ハ地方内政問
 題ニ干渉セズ地方人民ノ助力ヲ必要トスル事
 項ニ関シテハ英米代表者ニ於テ露路ニ官憲
 ト交渉ス可ク戰線地帯ヲ除クノ外人民ニ直
 接命令スル事ナシムル地方出入ノ條件ハ
 當該地方ニ於ケル戰状態ト同謀防遏ノ必要
 トニ鑑ミ地方會ニ於テ之ヲ決定ス
 (四) 露路ヨリ該地方ハ食糧輸入不可能ナル實狀

ニ觀ミ英米代表者ハ出稼得ル限り地方人民
 (一) 移住労働者及其家族ヲ含ム一用トシテムル
 マシ地方ニ於ケル聯合軍兵卒ノ受ケ居ルト同
 一割合ハ食糧ヲ地方會ニ付テ可ク其分配方
 ハ信用ス可キ露路軍隊之ヲ執行ス又英米
 代表者ハ最必要ナル製造品其他ノ物資輸入シ
 出稼得ル限り確保ス可シ
 (五) 英米代表者ハ既ニ協定済ニ係ル建設的施
 設ニ必要ナル諸材料及器具ノ供給ヲ出稼得
 ル限り確保ス可ク右施設ノ順序ハ才一戰時中

、必要ナル國際的輸送關係ノ改善ヲ地
方澳業トナス

六) 本協定ノ結果トシテ英米仏各政府ノ要スル
費用ハ總テ是等各派ノ負擔トナス尚右各派代
表者ハ各自本派政府ニ於テハルマニ地方會ニ
必要ノ財政的援助ヲ与フルノ要アルヲ認ム
七) 本協定ハハルマニ地方會ノ批准ニ依リ効力ヲ
生シ露ニ中央權カトハルマニ地方會及英米仏各
ニ平常關係回復スルニ至ル迄存續スルモノトス
八) 本協定ノ調印ハ先立テ英米仏代表者ハ各

自本派政府ノ名ニ於テハルマニ地方ノ全部又ハ
一部ニ關シ毫モ侵略ノ意ヲキ事ヲ再ハ確言ス
會議長ハハルマニ地方殊ニ露ニ人民及英米各
政府ニ向ヒ本協定ノ目的ハ一ニ全露ニ為ラ
ルマニ地方ノ保全シ計ルハアル事ヲ聲明ス
右協定ハハルマニ地方會議長ト英米仏代表者間
ニ調印、上七月七日同地方會之ヲ批准セリ、